

WDM 専用線サービス契約約款

第 1 条 (約款の適用)

1. 楽天モバイル株式会社 (以下「当社」という。) は、第 5 条 (個別契約) に従い当事者間に成立する個別契約に共通して適用される条件をこの WDM 専用線サービス約款 (以下「本約款」という。) を定め、これにより当社が提供する WDM 専用線サービス (以下「本サービス」という。) を提供する。契約者は、本サービスの利用にあたり、本約款の他、当社が Web サイト等で別途定める規約、ガイドライン等を遵守するものとする。
2. 当社は、本約款及び個別契約によるほか、国際電気通信連合憲章 (平成 7 年条約第 2 号)、国際電気通信連合条約 (平成 7 年条約第 3 号)、条約付属国際電気通信規則 (平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号)、電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。) その他の法令に基づき、契約者に対して本サービスを提供する。
3. 契約者が本約款の内容に同意の上、当社所定の方法により当社に対して本契約の締結を申し込み、当社が当該申し込みを承諾することにより、契約者と当社の間本契約が成立する。

第 2 条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款の規定を変更する場合がある。この場合の提供条件は、変更後の本約款の規定による。
2. 当社は、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 548 条の 4 に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定する Web サイトにその内容を掲示する。

第 3 条 (用語の定義)

本約款で使用する用語は、以下に定めるとおりとする。

用語	定義
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介することその他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
個別契約	契約者による本サービスの利用に関して本約款に紐付く見積書及び発注書等 (電子メールによるものを含む。) に基づき第 3 条に従い当事者間において締結する個々の契約
サービスメニュー	当社が別途定める本サービスの分類

ノード	通信の主体となる個々の機器又は設備
契約者指定設備	本約款に基づいて当社のノードに設置される交換設備と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）の当社が指定する場所との間に設置される契約者の電気通信設備
計画工事	当社が本サービスの提供を行うために予め計画して実施する当社の電気通信設備等に関する工事
芯線提供者	本サービスの提供にあたり必要な芯線を提供する当社以外の事業者
契約者	当社と本契約を締結し、本サービスを利用する者
本契約	個別契約に共通して適用される本約款所定の本サービスの利用に係る条件を当社と本サービスを利用する者の間で定める基本契約
当事者	当社と契約者の総称

第4条（本約款の適用範囲等）

1. 当社は、本約款に定めるところによるほか、事業法、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）その他の法令及び個別契約に基づき、本サービスを契約者に対して提供する。
2. 本約款に定める条件は、個別契約に共通に適用されるものとする。なお、本約款に定める事項と個別契約の定めが矛盾が生じた場合、別途当事者間で書面をもって合意している場合を除き、本約款の内容を優先して適用する。
3. 本約款に付随する提供条件書及び個別契約に関する書面（関連する見積書・発注書等を含む。）並びにその他の当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する文書及び当社が掲示するWebサイト等の本サービスの利用に関する諸規定は、本約款の一部を構成するものとする。

第5条（個別契約）

1. 契約者は、本サービスの利用を希望する場合、サービスメニュー毎に、当社が指定する申込書を当社に提出するものとする。
2. 当社は、前項の申込みを受けた場合、当該申込みにかかる本サービスの利用開始希望日について契約者と協議し、これを決定する。
3. 当社は、第1項の申込みを受け、本約款の定めに従いこれを承諾する場合は、その旨を書面をもって契約者に通知するものとし、通知が行われたことをもって第1項の申込みにかかる個別契約が当事者間にて成立するものとする。

4. 個別契約には、本サービスの利用開始日、始点及び終点又は拠点情報、当事者間の回線の接続方法、回線のルート、占有又は上限として定める通信の帯域、インターフェース仕様、オプションサービス、本サービスの利用の対価（以下「利用料金」という。）、その他費用の金額及び個別の支払方法、並びに提供期間を別に定める場合においてはその期間その他必要な情報を定めるものとする。
5. サービスメニュー毎の詳細な仕様や条件に関しては、必要に応じて当事者間で協議の上、個別契約にその条件を定める。

第6条（個別契約の申込の不承諾）

1. 前条の規定にもかかわらず、当社は、次の場合には、前条第1項の申込みを承諾する義務を負わない。
 - (1) 当社が本サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが著しく困難なとき
 - (2) 前条第1項の申込みにあたり、契約者から提出された書類に事実と反する記載がある場合又は手続き上の不備があるとき
 - (3) 利用料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している他のサービスに関する料金その他の債務の履行を、契約者が怠り又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 第14条（利用停止）又は第31条（利用に係る契約者の義務）その他の本約款の規定に契約者が違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - (5) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の本サービス又は他のサービスにかかる契約等に契約者が違反したことがあるとき
 - (6) 契約者が第27条（保証金）に規定する保証金を預け入れないとき
 - (7) 本サービスの提供に関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断したとき
2. 当社が前項の規定に基づき前条第1項の申込みを承諾しない場合でも、当社は、契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第7条（本サービスの起点及び終点）

本契約及び個別契約に基づき当社が契約者に提供する本サービスの始点及び終点は、個別契約に定めるとおりとする。

第8条（利用料金の支払い義務）

1. 契約者は、個別契約に定める本サービスの利用開始日から起算して、提供期間の定めがある場合は提供期間終了日若しくは個別契約が解除その他の理由により終了する日の前日までのいずれか短い期間又は提供期間の定めがない場合は、個別契約が解除そ

他の理由により終了した日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とする）について、本約款に定める条件に基づき個別契約に定める利用料金を、次項の定めに従い当社に支払うものとする。なお、契約者が、個別契約に定める本サービスの利用開始日に本サービスの利用を開始しなかった場合であっても、個別契約に定める利用開始日をもって、契約者が本サービスの利用を開始したものとみなす。

2. 契約者は、利用料金を、本サービスの利用のあった月の翌月末日又は当社が契約者に対して発行する使用料にかかる請求書に別途記載されている支払期日までに、当社から別途通知する方法により、かかる支払期日の到来する順序に従い当社に支払うものとする。なお、利用料金の支払いにかかる手数料は、契約者が負担する。
3. 契約者は、利用料金の支払いにあたって、当社に対して相殺、減額、返金等を要求することはできないものとする。
4. 本条第1項の定めにもかかわらず、第14条（利用停止）等により契約者が本サービスを利用することができない期間が生じた場合であっても、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要するものとする。ただし、個別契約においてサービス品質保証（SLA）に係るこれに反する定めがある場合は、この限りでないものとする。
5. 当社は、前項但書に従い支払いを要しないこととされた利用料金が、契約者により当社に対して既に支払われているときは、その利用料金を契約者に対して返還する。
6. 本条第4項但書に従い利用料金の支払いを要しない期間について、複数の個別契約に係る利用料金が合算で規定されている等の事由により個別契約単位毎の利用料が不明確な場合、かかる利用料金は、合算で規定された利用料を各個別契約に応じて按分することにより、各個別契約毎の利用料金を算出した上で、かかる利用料金に基づき支払いが不要となる利用料金の額を算出することとする。

第9条（最低利用期間）

1. 各個別契約に基づく本サービスの最低利用期間（以下「最低利用期間」という。）は、個別契約に定めるところによる。
2. 最低利用期間内に個別契約が解除された場合、契約者は、最低利用期間の残余期間に対応する利用料金相当の金額を、違約金として当社に一括して支払う。

第10条（責任分界点）

当事者間における本サービスの責任分界点は個別契約に定めるとおりとし、当社は、かかる責任分界点に従い自らの責任範囲とされる本サービスの保守及び管理のみを当社の負担において行うものとする。

第 11 条（工事）

本サービスの提供にあたり工事が発生する場合、かかる工事の方法及び初期費用等の詳細は、個別契約に定めるとおりとする。

第 12 条（初期費用の支払い義務）

1. 契約者が個別契約の申込み又は工事を要する請求を当社に対して行い、当社より承諾を受けた場合、契約者は、個別契約に定める初期費用の支払いを要する。ただし、工事の着手前にかかる個別契約の解除又は工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」という。）があった場合は、この限りではない。この場合において、既にその初期費用が支払われているときは、当社は、その初期費用を契約者に対して返還する。
2. 前項但書の規定にもかかわらず、工事の着手後完了前に解除等があった場合、契約者は、かかる工事に関して解除等があったときまでに当社が遂行した工事の部分について、その工事に要した費用を負担する。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とする。

第 13 条（提供中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとする。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 当社が計画工事を行うとき
2. 前項に基づき本サービスの提供を中止する場合、当社は、契約者に対してその旨を予め通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合や契約者が届け出た連絡先に連絡がつかない場合は、この限りではない。

第 14 条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、契約者による本サービスの利用を停止することができるものとする。
 - (1) 第 27 条（保証金）に規定する保証金を預け入れないとき
 - (2) 第 31 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反し又は違反するおそれがあるとき
 - (3) 利用料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
 - (4) 第 5 条（個別契約）第 1 項の申込み、権利及び義務の譲渡の承認に係る請求又は契約者の氏名等の変更の届出に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき又は当社所定の書面に記載された内容から不正利用目的の疑いが認められたとき

- (5) 契約者と電話、FAX 若しくは電子メール等による連絡がとれないとき又は本約款又は個別契約に関して契約者宛てに発送した当社の郵便物が当社に返送されたとき
 - (6) 前各号に定める他、契約者が本約款若しくは個別契約に違反し、当社が相当の期間を定めて催告してもなお当該期間内にかかる違反改善されないとき、又はかかる当社の催告が不送達となる時
 - (7) 契約者指定設備に、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき
 - (8) 本サービスにかかる当社の業務若しくは電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為が行われたとき
 - (9) 本サービスが第三者に重大な支障を与える態様で使用されたとき
 - (10) 当社と契約を締結している他のサービスに関する料金その他の債務を怠るおそれがあると当社が判断したとき、又は、楽天グループ株式会社（以下「楽天」という。）並びにその子会社及び関連会社（以下、楽天と併せて「楽天グループ」という。）の提供するサービスに関する契約約款等に違反したとき
 - (11) 前各号のほか、法令や公序良俗に違反し、第三者の権利を侵害し、又は当社が提供する他のサービスにかかる当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断したとき
2. 当社は、前項の規定に従い契約者による本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合や契約者が届け出た連絡先に連絡がつかない場合は、この限りではない。

第 15 条（回線保守）

契約者の責めによらない事由により本サービスに障害、又は減失等が発生した場合は、当社は、自らの負担で速やかにその復旧に最大限努めるものとする。この場合、契約者は、契約者の施設、局舎への入館手続き、契約者の設備からの芯線脱着その他必要な措置等に協力する。なお、復旧が困難な場合には、当社は、速やかに契約者とその対応について協議するものとする。

第 16 条（損害賠償）

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを一切利用できない事態（以下「通信断」という。）が生じた場合、かかる通信断が 30 時間以上継続した場合に限り、当社は、次項の範囲に限りかかる通信断に起因して生じた契約者の損害を賠償する。

2. 前項の定めに基づく当社が契約者の損害を賠償する義務を負う場合、当社は、当該通信断が継続して生じた日数（1日未満の時間は切り捨て）に対応する利用料金を算出し、当該利用料金を上限として、契約者は、当社に通信断に起因して契約者に生じた損害の賠償を請求できるものとする。なお、本条に基づく当社の契約者に対する損害賠償は、対象となる個別契約に基づく利用料金との相殺をもって行われるものとする。

第17条（不可抗力）

天災事変、戦争、法令上の制限、停電その他当社の責に帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という。）により、当社が本契約及び個別契約に定める義務を履行することができなかつた場合、当社は、不可抗力に起因して契約者に生じた損害の賠償責任その他の契約者に対する何等の法的責任を負わないものとする。

第18条（契約内容の変更等）

1. 当社が利用料金を変更する場合には、3カ月前までに契約者に通知するものとする。
2. 前項の他、当社及び契約者が本約款又は個別契約を変更する場合は、書面によることを要するものとする。

第19条（始点又は終点の変更及びルートの変更）

1. 支障移転、局舎閉鎖、局舎移転、芯線提供者の都合等により、本サービスの始点、終点及び経路が変更となる場合があることを予め契約者は同意し、かかる変更により第8条に定める責任分界点に基づく当社の責任範囲外の設備等において工事、作業等が生じた場合には、契約者が、自らの費用と責任においてその一切を行うものとする。ただし、かかる変更が契約者の都合によるものである場合、第10条（責任分界点）に定める責任分界点に基づく当社の責任範囲内であっても、かかる変更に伴い発生する工事、作業等の費用は、全て契約者の負担とする。
2. 前項の定めにより、本サービスの提供に係る距離が変動した場合、当事者間において協議の上、利用料金を変更することができるものとする。

第20条（解除）

1. 当社及び契約者は、3ヶ月前までに相手方に書面をもって通知することにより、本契約及び個別契約の一部又は全部を、解除することができるものとする。なお、個別契約の解除が最低利用期間内になされた場合には、第9条（最低利用期間）第2項の定めが適用されるものとする。

2. 当社及び契約者は、相手方が次の各号に掲げる事由の一にでも該当したときは、何ら催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約の一部又は全部を解除することができるものとする。
 - (1) 第13条（提供中止）に定める利用停止を適用された契約者が、なおその事実を解消しないとき
 - (2) 本約款又は個別契約の違反が相手方に与える影響が重大であり、その違反によって本契約又は個別契約の目的を達成することができないと相手方が判断したとき
 - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てを受けたとき、又はこれらの申立てを自ら行ったとき
 - (5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止の状態に至ったとき
 - (7) 営業停止、行政からの何等かの取り消し処分を受けたとき
 - (8) その他本契約又は個別契約を継続し難い特段の事情が生じたとき
3. 前二項に基づき本契約及び個別契約の一部又は全部を解除した当事者は、当該解除に起因して相手方に生じた損害について、何等の責任も負わないものとする。
4. 当社又は契約者による第1項又は第2項に基づく本契約及び個別契約の一部又は全部の解除は、かかる解除をなした当事者の相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
2. 当社及び契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告をすることなく直ちに本契約及び個別契約を解除することができるものとし、また、当社は本サービスの提供を中止することができるものとする。かかる場合、本契約及び個別契約を解除又は本サービスの提供を中止した当事者は、当該解除又は中止に起因して相手方に生じたいかなる損害も賠償する義務を負わないものとする。
 - (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき

- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を行っている
いと認められるとき
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき
関係を有しているとき
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求
行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務
妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
3. 本条の規定による解除は、当該解除を行った当事者から相手方に対する損害賠償を妨
げない。

第 22 条（撤去、原状回復）

個別契約が終了した場合、契約者は、該当する個別契約に基づく本サービス提供のため
に当社の電気通信設備に接続した契約者の回線を終了日までに原状に復するものと
する。かかる原状回復が遅延した場合、契約者は、本約款の定めに従い、遅延した期
間にかかる利用料金に該当する料金額及び料金額に応じた延滞利息を付して支払う。

第 23 条（再委託）

当社は、本契約及び個別契約に基づき当社が遂行する業務を、第三者に再委託するこ
とができるものとする。ただし、この場合、当社は、当該第三者に本契約及び該当す
る個別契約の定める当社の義務と同等の義務を課すものとする。

第 24 条（秘密保持）

1. 当社及び契約者は、本約款及び本契約の存在、内容並びに本契約及び個別契約に関連
して知得した相手方の営業上、技術上その他の業務に関する情報（以下「秘密情報」
という。）を厳に秘密として保持管理しなければならない、事前に相手方の書面による
承諾を得ることなく、本契約及び個別契約の履行以外の目的に使用してはならない。
2. 前項の規定にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、相手方に係る秘
密情報に含まれないものとする。
 - (1) 受領時点で、既に公知となっている情報
 - (2) 受領時点で、既に自己が適法に保有していた情報
 - (3) 受領後に、自己の責めによらず公知となった情報
 - (4) 受領後に、秘密情報によらずに独自に開発又は創造した情報
 - (5) 受領後に、適切な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法
に入手した情報

3. 当社及び契約者は、相手方に係る秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者へ開示してはならないものとする。ただし、本契約及び個別契約の目的を達成するために必要な範囲で、以下の各号に定める者に対して開示する場合は、この限りではないものとする。なお、当社又は契約者が本項に基づき相手方に係る秘密情報の第三者への開示を行った場合、かかる開示者は、当該開示先に対して本条と同等以上の義務を課すものとし、かかる義務の違反に該当する当該開示先による行為について相手方に対し責任を負う。
 - (1) 本契約及び個別契約の履行のためにこれを知る必要がある自己の役職員
 - (2) 本契約及び個別契約の履行のためにこれを知る必要がある自己の子会社（会社法第2条第3号に規定される子会社）、関連会社（会社計算規則第2条第3項第21号に規定される関連会社）、親会社（会社法第2条第4号に規定される親会社）又は親会社の子会社若しくは関連会社の役職員
 - (3) 本契約及び個別契約について相談をする弁護士、公認会計士、その他の専門家であって法律上の守秘義務を負う者
 - (4) 相手方が予め書面により承諾した開示先
4. 前項の規定にもかかわらず、当社及び契約者は、裁判所、行政庁、その他の公権力から、強制力を伴って、相手方に係る秘密情報の開示要請を受けた場合、必要と認められる範囲で当該要請に応じることができる。ただし、可及的速やかに、当該要請を受けた事実を相手方に通知することを要するものとする。
5. 当社及び契約者は、事前の相手方からの書面による承諾なくして、本契約及び個別契約の履行のために必要最小限の範囲及び分量を超えて、秘密情報を複製してはならないものとする。
6. 当社及び契約者は、相手方の要求があったとき、又は本契約又は個別契約が終了したときは、該当する本契約又は個別契約に基づき開示された相手方に係る秘密情報を、相手方の指示に従い相手方に返却又は破棄若しくは消去しなければならないものとする。
7. 当社及び契約者は、前項に従い相手方に係る秘密情報を破棄又は消去する場合、当該秘密情報を認識及び使用できない状態にしなければならず、かつ、相手方から要求があったときは、当該秘密情報を破棄又は消去したことを証明する書面を相手方に提出しなければならないものとする。
8. 本条は、本契約の終了後も3年間有効に存続するものとする。

第25条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり当社が契約者から取得する個人情報（以下「個人情報」という。）を、個人情報の取り扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー

一」という。)を定め、これを当社の Web サイト等において掲示し、その定めるところにより取り扱うものとする。

2. 当社は、個人情報、本サービスの提供に関連する業務の運営又は契約者その他の本サービスにかかる契約を当社と締結する者の利便性向上等その他プライバシーポリシーに記載された目的に従って、その遂行に必要な範囲で利用することができるものとする。
3. 当社は、前項の規定によるほか、個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用することができるものとする。

第 26 条（会社名等の取り扱い）

当社は、契約者の名称等広く一般に公表されている情報、当社との契約の有無及び契約条件、取引内容その他取引に関する情報（秘密情報その他秘密保持義務の対象となるものを含む。）を、楽天グループと以下の目的のために共有し、取り扱うことができるものとする。

- (1) 楽天グループの提供するサービスの情報及びキャンペーン、イベント等の契約者その他第三者に対する情報発信、販売促進活動及びマーケティング活動を行う目的
- (2) 楽天のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行う目的
- (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用する目的

第 27 条（保証金）

1. 契約者は、次の各号に該当した場合には、当社に対して当社の指定する金額の保証金を預け入れる。なお、保証金については、無利息とする。
 - (1) 第 14 条（利用停止）の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される場合
 - (2) 利用料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (3) 当社が定める信用度基準を契約者が満たしていない場合
2. 当社は、本契約が解除された場合又は前項に定める保証金を預け入れた事由が解消した場合には、かかる保証金を契約者に返還する。
3. 当社は、前項に従い保証金を契約者に返還するにあたり、契約者が当社に支払うべき利用料金その他の契約者の当社に対する債務があるときは、保証金をかかる債務に充当の上、残金のみを契約者に返還することができるものとする。

第 28 条（延滞利息）

契約者が当社に対して負う利用料金又はその他の債務（延滞利息を除く。）について、支払期日を経過しても契約者より支払いがない場合、当社は、契約者に支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算した額を延滞利息として請求するものとする。ただし、支払期限の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではない。なお、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

第 29 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第 1 条第 3 項に基づき本契約が成立した日から 1 年間とする。なお、当該有効期間満了日の 3 ヶ月前までにいずれかの当事者より本契約を終了する旨の通知がない場合、本契約は、同一条件にて自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、原因を問わず、本契約が終了した場合には、個別契約も自動的に終了するものとする。

本契約が期間満了、解除その他の理由により終了した場合といえども、第 16 条（損害賠償）、第 17 条（不可抗力）、第 20 条（解除）第 3 項及び第 4 項、第 21 条（反社会的勢力の排除）、第 24 条（秘密保持）第 8 項、第 25 条（個人情報の取り扱い）、第 26 条（会社名等の取り扱い）、第 28 条（延滞利息）、第 30 条（権利義務の譲渡禁止）、第 31 条（利用に係る乙の義務）第 2 項乃至第 6 項、第 32 条（準拠法及び管轄）、第 33 条（協議）並びに前項書及び本項の規定は、引き続き有効に存続するものとする。

第 30 条（権利義務の譲渡禁止）

当社及び契約者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上及び個別契約上の地位及び本契約及び個別契約から生じた権利義務を、第三者に譲渡又は移転してはならず、かつ、担保の用に供してはならない。ただし、合併又は会社分割により、法律上、本契約上及び個別契約上の地位及び本契約及び個別契約から生じた権利義務が包括的に承継会社に承継される場合には、相手方の事前の書面による承諾を要しないものとする。

第 31 条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、本契約及び個別契約に基づく本サービスの利用に関して、以下の各号を遵守するものとする。
 - (1) 契約者は、当社が本契約及び個別契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体

を連絡してはならない。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではない。

- (2) 契約者は、故意に電気通信設備を保留したまま放置し、又はその他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはならない。
 - (3) 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本契約及び個別契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けてはならない。
 - (4) 契約者は、当社が本契約及び個別契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管しなくてはならない。
 - (5) 契約者は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗及び法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用してはならない。
 - (6) 契約者は、本サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用により本サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行ってはならない。
 - (7) 契約者は、本契約若しくは個別契約に定める場合又は当社が特に認める場合を除き、契約者以外の者に本サービスを利用させてはならない。
 - (8) 契約者による本サービスの利用に関して、契約者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合、契約者は、契約者自身の責任と費用において、解決しなくてはならない。
 - (9) 契約者は、契約者が本サービス利用に関し生成した契約者自身のデータのバックアップを、契約者の責任で管理する。
 - (10) 契約者は、本契約及び個別契約の定めに違反し、又はそのおそれのある行為を行ってはならない。
 - (11) 契約者は、当社のホームページにて当社が本サービスに関して別途定める事項を遵守するものとする。
 - (12) 前各号のほか、契約者の所在国や本契約及び個別契約に基づき接続する設備の設置される国の法令の定め如何にかかわらず、契約者は、公序良俗に違反し、第三者の権利を侵害し、又は本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断する行為を行ってはならない。
2. 契約者は、前項の規定に違反したことにより電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社の指示に従い当社に支払うものとする。
 3. 契約者は、当社が本契約及び個別契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備その他の物品について、本契約又は個別契約の解除、本サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品を契約

者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により当社に返還するものとする。

4. 前項の定めにもかかわらず、契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用について本約款及び個別契約に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担するものとする。
5. 契約者は、第3項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、当社が別に算定する金額を当社の指示に従い当社に支払うものとする。
6. 契約者は、第3項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒むことはできない。

第32条（準拠法及び管轄）

本約款、本契約及び個別契約の準拠法は日本法とし、本約款、本契約又は個別契約に係る紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（協議）

本約款に規定のない事項が生じた場合、又は本約款の解釈について疑義が生じた場合、当事者は、誠意をもって協議し、これを解決するよう努める。

制定日：2024年4月19日